



土地改良区のサポートの下で広域化を実現



あま がわ

天の川水土里保全会広域組織・天の川沿岸土地改良区（滋賀県米原市）

- 米原市の天の川沿岸地域は、古くから穀倉地帯として農業が盛んであった。昭和55年度～平成6年度に県営かんがい排水事業やほ場整備事業が行われ、現在は、河川水を主とし琵琶湖逆水との併用かんがいが行われている。地区内の多くの水田は、担い手農業者や営農組合（法人・任意団体）が耕作している。
- 天の川水土里保全会広域組織は、天の川沿岸土地改良区が中心となって設立に向けた取組を始め、平成30年度に土地改良区管内の8集落が参加して設立された。その後、2集落が追加で参加し、令和元年度には10集落となっている。広域活動組織の事務局は、広域活動組織単独で2名の専任職員（ハーフタイム）を雇用しており、天の川沿岸土地改良区の庁舎内にオフィスを構えている。このことにより、広域活動組織は、常に土地改良区職員による有形無形のサポートを受けることができ、相互にスムーズな業務展開を図ることができている（団体としての土地改良区は、広域組織の構成員として参加している。）。

【地区概要】

- ・取組面積 346.6ha
(田 338.5ha、畑 8.1ha)
- ・参加集落数 10集落
- ・資源量 水路69km、農道33.2km
ため池2箇所、獣害柵8.4km
- ・主な構成員 農業者、農事組合、自治会、老人会、中学PTA、子供会
獣害対策委員会、地域住民
土地改良区等
- ・交付金 約11.6百万円(R3)
〔 農地維持支払 資源向上支払(共同) 〕

広域化前の状況や課題

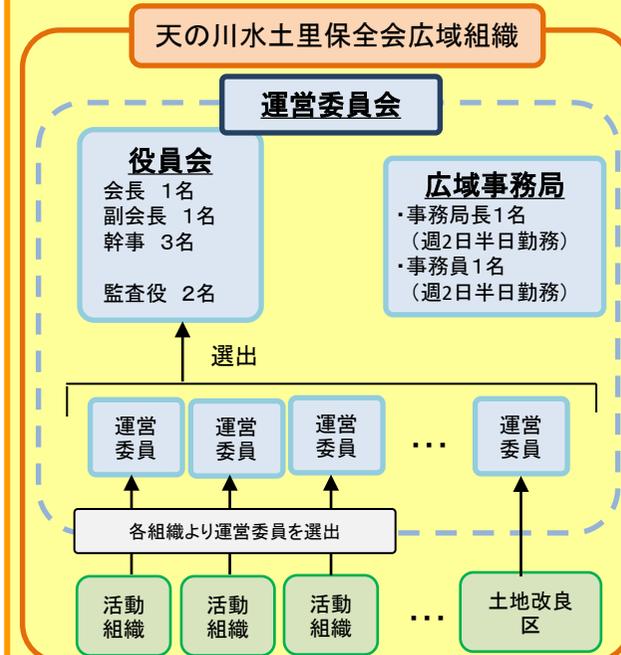
- 平成19年度から各集落で多面的機能支払活動（以下「多面活動」という。）が始まったが、実施集落と未実施集落で地域資源の保安全管理に差が出てきていた。また、事務処理が煩雑で取組集落が増えない状況で、土地改良区は、基幹施設から末端施設までの保安全管理に苦慮していた。
- 土地改良区は、当初、各活動組織からそれぞれ事務を受託することを検討したが、土地改良区の体制を考慮し、また、各活動組織も広域化を希望したことから、広域活動組織を設立する方針を決定した。
- 近隣県の土地改良区に視察研修を行うなど、目指すべき広域活動組織について模索した。



天の川沿岸土地改良区 管内概要図

広域協定と各組織の関係

- 広域事務局は、交付申請、活動計画、実績報告に関する各種書類等の作成、米原市の中間指導調査などを実施している。
- 広域事務局は、土地改良区庁舎内にオフィスを構えている。



広域化の効果や土地改良区連携の効果

- 広域活動組織の事務局は、土地改良区職員と密接に情報共有や相談等ができる。また、工事の設計・監督・検査について、技術的知見を有する土地改良区へ業務を委託し、スムーズな工事につながっている。土地改良区としても、広域組織のサポートを通じ、施設管理等の上で各活動組織との意思疎通がスムーズになっている。
- 広域化により、活動組織間の予算の融通ができるようになったほか、草刈機の集落間の譲渡などもできるようになった。
- 活動組織は、煩わしい事務作業から解放され、保安全管理作業に専念できるようになった。
- 土地改良区が小学校と連携して行ってきた生き物調査に広域活動組織も参画することにより、資源向上(共同)活動として位置付けることも可能となり、交付金額の確保にもつながった。



組織間の機械の貸し借りや、共同購入も可能となる。



生き物調査

きっかけ(H27)

多面活動10年目を前に、事務負担や高齢化のため、活動継続が難しい集落が出現。土地改良区としては、地域の施設管理等が粗放化するのを危惧し、意見交換会の実施を働きかけた。

H28.5
土地改良区理事会で広域活動組織設立の目標を立てた。

H28.11
福井県の土地改良区に視察研修を行い、目指すべき広域活動組織について模索。

Step1 (H28.12~H29.7)

広域化に係る意見交換会 (計3回実施)

- 広域化について
- 広域化に係るアンケートを実施
 - ・ 広域組織への参加有無
 - ・ 活動の中での課題
 - ・ 今後の検討委員会への参加有無

Step2 (H29.11)

広域化に係る協議

- 米原市が広域化補助金交付を検討
- アンケート結果の報告
- 広域化検討委員会の設置について
- 検討委員会規約 (案)
- 今後のスケジュールについて
- 設立推進計画 (案)

ターニングポイント!

米原市が広域化を図る活動組織に対して事務局立ち上げに対する補助金の検討を開始。このことにより、本格的に動き始めた。

<意見交換会での主な意見>

- ・ 広域化をすると俊敏さが欠けるのではないかと
- ・ 今まで自治会費で行っていた活動を、多面で行えるのはメリットだと感じる。

土地改良区が広域化を進めるメリット

- 管内の施設の日常管理の適正化及び長寿命化へつながる。
- 維持管理費の節減効果。
- 地域住民と一緒に活動する機会が増えることで、土地改良区の存在意義や、活動内容を周知できる。



- 農道の補修 -

- 土地改良区は、当初、各活動組織からそれぞれ事務受託することも検討したが、土地改良区の体制面等から難しいと判断し、土地改良区がサポートして広域組織を設立する方向で調整することとした。

<広域化の合意形成について>

- 土地改良区 (当時の理事長及び事務局長) が中心となり、広域化に係る意見交換会 (計3回) 及びアンケートを実施し、各活動組織の考えの把握を行った。併せて、**先進地視察、広域化に係る勉強会などで情報を収集し、当該地域の実情に応じた広域化の形を模索した。**
- 合意形成に至るまでの調整は容易ではなかったが、H29年7月の意見交換会以降は市の担当者の出席も得ることができ、**市が広域組織立ち上げに対する補助金 (開始2年間の事務局経費を単費補助) を検討するとなり、このことが調整進展の追い風**となった。
- 広域活動組織事務局を土地改良区庁舎内に置いて相互の連携を取りやすくするとともに、各活動組織の活動単価は従前のまま (上限を設定し、広域で統一しない) とするなど**各活動組織の自主性も重んじる**こととして、**地域の実情に応じた天の川型の広域化の形を作り上げる**ことに成功した。

Step3 (H30.1)

広域化検討委員会 第1回

- 広域化に係る基本事項の確認について
- 広域協定書(案)及び広域運営委員会規則(案)について
- 広域協定運営細則(案)について
- 各活動組織の総会に向けた資料(案)について
- 広域協定参加意向確認について

各活動組織へ、参加意向書の提出依頼をした。

今後の展望

- 広域化のメリットを最大限発揮できるように、土地改良区管内にある単独の活動組織へ広域活動組織への加入を勧めるとともに、未取組の集落への勧誘など、サポート体制を充実させていきたい。



Step5 (H30.4)

設立総会

- 広域協定書(案)について
- 運営委員会規則(案)について
- 運営細則(案)について
- 運営委員会役員の選出について
- 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請(案)について
- 事業計画(案)及び収支予算(案)の承認について

Step4 (H30.3)

広域化検討委員会 第2回

- 広域協定書(案)、運営委員会規則(案)、運営細則(案)の一部修正について
- 運営委員会組織体制及び事務局体制(素案)について
- 事業計画(素案)及び予算(素案)について
- 今後の予定について